

## 1 事業計画書

令和6年度においては、農林水産金融に関する調査研究、啓蒙宣伝等に取り組むほか、引き続き、利子助成金等交付事業を的確かつ効率的に実施する。

### (1) 農林水産金融に関する調査研究

国の農林水産施策に即した農林水産金融の円滑な進展を図るため、利子助成金交付対象者に関する経営情報を集計分析し、これに基づく農業経営診断サービスを提供する。

### (2) 農林水産金融に関する啓蒙宣伝

農林水産金融の啓蒙宣伝のために、農林漁業者、融資機関及び地方自治体担当者等を対象として、ホームページ上で、利子助成事業及び利子助成申請事務の概要等の周知を行う。

### (3) 農林水産金融に関する図書印刷物の刊行頒布

認定農業者・新規就農者、融資機関・地方自治体の担当者等の農業金融・税制に携わる者向けに、農業制度資金の解説書、資金計画書の作り方、農業税制の解説書、新規就農時の支援措置等を分かりやすく解説したガイドブック等の刊行頒布を行う。

### (4) 農林水産金融に関する研修会、講演会等

農林水産金融制度等の普及周知のため、都道府県主催の制度資金説明会への参加及び研修用動画のホームページへの掲載などにより研修活動等を行う。

### (5) 農林漁業の担い手の経営改善を図る上で必要な資金の金利負担を軽減するための利子助成金等交付の事業

#### ア 農林水産省補助事業

次の各事業の資金に係る金利負担を軽減するための利子助成金等の交付を行う。

#### (ア) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

##### ① 経営改善に意欲的に取り組む認定農業者向け資金

目標地区に位置付けられるなどにより、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者に対するスーパーL資金及び農業近代化資金の貸付けについて、貸付当初5年間実質無利子化

また、農業近代化資金は、償還終了時(最長15年間)までの金利負担の軽減

##### ② 災害関連資金

自然災害による被害農業者等に対する農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の災害関連資金の貸付けについて、貸付当初5年間実質無利子化

##### ③ その他

農業経営負担軽減支援資金等に利子助成又は利子補給を行う都道府県に対する補助金の交付

- (イ) 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業  
東日本大震災による被災農業者等に対するスーパーL資金、農業近代化資金等の災害復旧・復興関連資金の貸付けについて、最長18年間実質無利子化
- (ウ) 担い手経営発展支援金融対策事業(基金事業)  
TPPの発効等に伴い、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む認定農業者に対するスーパーL資金及び農業近代化資金の貸付けについて、貸付当初5年間実質無利子化等
- (エ) 漁業経営基盤強化金融支援事業  
経営改善漁業者や自然災害及び社会的・経済的環境変化等により影響を受ける漁業者等に対する漁業経営改善支援資金、漁業近代化資金等の貸付けについて、貸付当初5年間(資金種類により10年間)実質無利子化

イ 他の機関に造成された基金を活用して行う事業

- (ア) 一般社団法人全国農業会議所関係  
次の各事業について、引き続き利子助成金を交付する(交付決定は平成20年度～21年度限り)。
  - ① 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業
  - ② 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業
- (イ) 特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構関係  
次の事業について、引き続き利子助成金を交付する。
  - ① 水産業競争力強化金融支援事業  
TPPの発効等に伴い、「広域浜プラン」に基づく中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に対する農林漁業施設資金及び漁業近代化資金の貸付けについて、貸付当初5年間実質無利子化